

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、運転手として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日の午前10時30分頃に、コンクリートミキサー車のシュート部分に付着したコンクリート片を取り除く作業中、高さ約1メートルの場所から転落し負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同日、Dクリニックに受診し「左肘打撲傷、左橈骨頭部骨折」と診断され、その後、E病院、F整形外科に受診して加療を継続し、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認定し、給付基礎日額を〇円として、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、給付基礎日額に関する部分については取り消し、その余の部分については棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、監督署長は審査官の決定を踏まえ、平成○年○月○日付けで給付基礎日額に係る変更決定処分を行っている。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求代理人は、請求人が厚生年金保険法施行令において障害等級3級12号の認定を受けていることを根拠に、障害等級においてもこれと同程度の等級とすべき旨主張するので、以下のとおり検討する。

請求人が本件負傷後1年以上経過して受診したG医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨「転落による左肩・肘等の打撲、頸椎捻挫から左肩・肘関節拘縮に至った可能性が高い。」と述べているものの、本件負傷直後に受診したDクリニックの診療録等によると、平成○年○月○日のX線再撮影において請求人の左橈骨頭に骨折を認めるのみで、請求人の左肩への受傷は認められていない。この点について、H医師は、平成○年○月○日付け障害の認定に関する意見書において、要旨「X線写真においては左肘関節で関節面異常所見を認めず。橈骨頭骨折もはっきりしない。左肩・肘関節の拘縮については、請求人が疼痛を訴え正確に測定できず。左橈骨・尺骨・正中神経麻痺については、筋萎縮がないこと、握力が3kgとあることから否定してよい。」と診断している。さらに、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨「Dクリニックの平成○年○月○日のX線写真で骨折を疑う所見はありそうであるが、ただし、肘関節の変形、骨折の転位をひきおこす様なひどい骨折とは思わない。」と述べている。

以上の医証からみて、決定書理由第2の2の(2)のアに説示されているとおり、請求人の左上肢の機能障害については、本件負傷との医学的な因果関係は不明と言わざるを得ず、当審査会としても、請求人に認められる本件負傷による障害の程度は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」として障害等級第12級に相当するものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。